工事用資材設計単価策定要領

（平成 21 年 12 月 21 日水林総第 2163 号
各支庁長あて 水産林務部長）

［沿革］平成 27 年 12 月 4 日水林総第 1237 号改正、平成 29 年 8 月 24 日水林総第 797 号改正、令和 7 年 12 月 8 日水林総第 1562 号

1　目的

この要領は、水産林務部が所管する森林土木工事における工事用資材の設計単価策定についての基本的事項を定めることにより、適正な積算に資することを目的とする。

2　設計単価

設計単価は、工事費の積算に用いる資材の単位当りの価格をいい、この価格は、原則として積算基準日において市場で実際に取引される価格（実勢価格）とする。

なお、設計単価は消費税抜き単価とする。

3　設計単価に適用する優先順位

設計単価に適用する優先順位は、次のとおり。

① 水産林務部策定単価 ： 水産林務部が策定した森林土木事業適用単価表（以下「単価表」という。）

② 地方資材単価 ： 建設資材等地方単価委員会で策定された設計単価。

③ 他部策定単価 ： 建設部・農政部等で策定された設計単価。

④ 北海道開発局単価 ： 北海道開発局で公表されている単価。　※注）

⑤ 刊行物単価 ： 刊行物（（一財）経済調査会発行「積算資料」及び「土木施工単価」並びに（一財）建設物価調査会発行「建設物価」、「土木コスト情報」及び Web 建設物価）に掲載されている価格。

⑥ 見積策定単価 ： 見積りにより策定した価格。

※注）適用にあたっては、規格数量等の詳細を確認し、充分留意して適用すること。
（北海道開発局への問い合わせは、直接行わないこと。）

4　単価表

単価表は、水産林務部総務課において、資材実勢価格調査、国制定単価、物価資料等に基づき策定し、毎月改定を行うもの。

設計単価は原則、単価表の単価を適用することとし、単価表、地方資材単価、他部策定単価及び北海道開発局単価に掲載のないものについては、次の「５　単価の策定」によって単価策定を行うこと。

5　単価の策定

単価表等に掲載のない単価については、次の（１）、（２）の各々定める事項により単価策定を行うこと。

（1）刊行物による単価策定

「積算資料」、「土木施工単価」（発行：(一財)経済調査会）及び「建設物価」、「土木

コスト情報」（発行：(一財)建設物価調査会）に掲載されている価格を用いて、設計単価を策定すること。

なお、策定については以下による。

① ２調査機関の物価資料に実勢価格が掲載されている場合は、平均価格を採用する。また、１調査機関のみに掲載されている場合はその価格を採用する。

② 刊行物に公表価格があり実勢掛率がないものについては、次の（２）によること。公表価格は、設計単価に採用できない。

③ 上記①で求められる価格は、単価の有効桁の大きい方の桁を決定額の有効桁とする。ただし、大きい方の有効桁が３桁未満のときは、決定額の有効桁は３桁とする。また、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。

＜例＞１）入力単価の有効桁数の大きい方を有効桁とする場合

建設物価 33,500 円（有効桁３桁） 積算資料 34,000 円（有効桁２桁）

平均額 33,750 円

決定額 33,700 円（有効桁３桁、４桁以降切り捨て）

＜例＞２）入力単価の有効桁数が３桁未満のために３桁を有効桁とする場合

建設物価 560 円（有効桁２桁） 積算資料 570 円（有効桁２桁）

平均額 565 円

決定額 565 円（最小有効桁３桁、４桁以降切り捨て）

＜例＞３）入力単価の有効桁数の大きい方を有効桁とする場合

建設物価 12,550 円（有効桁４桁） 積算資料 12,700 円（有効桁３桁）

平均額 12,625 円

決定額 12,620 円（有効桁４桁、以降切り捨て）

なお、価格が１円未満の場合は、小数第２位（小数第３位を切り捨て）とする。

④ 土木工事標準単価の策定については、同工種区分が「土木施工単価」、「土木コスト情報」の両資料に掲載されている場合は、その平均価格（小数点第１位四捨五入）とし、片方の資料のみに掲載されている場合は、当該単価を活用する。

（２）見積書の徴取による単価策定

見積書の徴取による単価策定は、刊行物に掲載されていない場合で、実勢取引の事例等があり、単価の策定が適正に行えるものについて実施することができる。

見積書の徴取・策定は以下による。

① 見積依頼をする場合は、資材名、形状寸法・品質・規格、見積条件、見積有効期間、支払条件、取引数量等を記載した、様式１で依頼すること。

② 見積りは、見積書（様式２）により次の内容で徴取する。

ア 様式１の記載内容。

イ 当該資材の製作会社名（製作メーカー）、住所、電話番号。

ウ 見積条件における現場着価扱いの詳細。

エ 見積資材の取引状況（流通ルート）の確認。

オ 見積資材の当年度見積価格(C)（以下「見積り」という。）。

カ 見積資材の前年度見積価格(A)と実勢取引価格(B)（以下「実勢資料」という。）。

見積資材の実勢資料は、同一資材のものとするが、実勢資料の徴取が出来ない場合は、

同一資材の規格違い品（同一資材の規格が異なるもの）の実勢資料も含めることとし、さらにこれらの実勢資料の徴取が出来ない場合にあっては、類似品（材質形状、価格がほぼ似通っている資材）の実勢資料も有効とする。

また、当年度の査定価格は、原則として前年度の実勢資料で策定することとするが、前年度の事例が少ない場合は、前々年度の実勢資料も加えて査定する。

③　見積り及び実勢資料は原則として３社以上（実勢資料は原則として１社当り１件以上）から徴取する。

該当する業者がいない場合等、３社未満で見積り依頼を行う場合はその理由を明らかにし整理する。

実勢資料の優先順位は、次による。

【優先順位】

１　北海道発注工事の実勢資料

２　国及び市町村が発注した工事の実勢資料

３　民間が発注した工事の実勢資料

④　見積依頼の相手方において、見積価格の算定が困難な場合は、見積辞退届を徴取し、「見積書による単価策定書」（様式３）に資料として添付すること。

⑤　見積り及び実勢資料による設計単価の策定方法は次による。

ア　前年度見積価格（A）と当年度見積価格（C）とに大きな価格差がある場合は、その理由を見積書（様式２の価格の変動理由欄に）に記入させ、妥当と認められた場合には採用する。

イ　過去２年以内で取引事例（見積品、見積品の規格違い品及び類似品）を有しない会社の見積りは、無効な見積りとして排除すること。

ウ　実勢資料（様式２の（B））を証明する請求書が提出されたときの決定方法は以下による。

エ　各社より提出された見積りに対して各々、ウにより前年度（または過年度）実勢価格（B）を前年度（または過年度）見積価格（A）で除して求めた率（以下「査定率」という。）に、当年度見積価格（C）を乗じて求める価格（以下「査定価格」という。）を算出する。

なお、査定率は、小数点以下３位を四捨五入し２位までとする。

$$\text{当年度査定価格} = \frac{\text{前年度（または過年度）実勢取引価格（B）}}{\text{前年度（または過年度）見積価格（A）}} \times \text{当年度見積価格（C）}$$

オ　見積資材の査定率の算出において、同一資材の実勢資料の徴取が出来ない場合、又は、５（２）③で示す件数が徴取出来ない場合は、５（２）②による。

同一資材の実勢資料の徴取が出来ない場合は、次により算出する。

$$\text{当年度査定価格} = \frac{\text{前年度の規格違い品（類似品）の実勢取引価格（B）}}{\text{前年度の規格違い品（類似品）の見積価格（A）}} \times \text{当年度見積価格(C)}$$

カ　算出された平均値の±２０％以内の範囲に入らない査定価格は、異常値として排除する。

キ　異常値を排除した結果、有効実勢資料が３社に満たない場合は、さらに他社の見積りを徴取する。

ク　実勢資料を徴収することが出来る会社数が３社に満たない場合は、次による。

ｱ)　２社の場合は、各々実勢資料を原則１社当り２件以上徴取し、各々査定価格を算出した後、平均値を設計単価とする。

ｲ)　１社の場合は、その会社の実勢資料を原則４件以上徴取し、各々査定価格を算出した後、平均値を設計単価とする。

ｳ)　実勢資料の徴取は、出来るだけ多くの件数を徴取し、設計単価の適正を図ること。

ケ　各々の算出された当年度査定価格について、平均値を設計単価とする。
なお、同一資材の実勢資料を徴取することが出来る会社数が３社に満たない場合、又は１社当たりの徴取件数が、定められた件数に満たない場合に、同一資材の規格違い品及び類似品を含めるなど混在する場合は、各々の算出された当年度査定価格の平均値を設計単価とする。

コ　上記により求められた査定価格及び設計単価は各々、有効数字上位３桁（４桁目を切り捨てる）とする。（詳細は、以下によるものとする。）

単価策定の単位整理（有効数字上位３桁）は次による。
なお、価格が１円未満の場合は、小数第２位（小数第３位を切り捨て）とする。

策　定　単　価	単 位 の 刻 み	端　数　処　理
1 円以上 ～ 1,000 円未満	1 円	以下切り捨て
1,000 円以上 ～ 10,000 円未満	10 円	〃
10,000 円以上 ～ 100,000 円未満	100 円	〃
100,000 円以上 ～ 1,000,000 円未満	1,000 円	〃
1,000,000 円以上 ～ 10,000,000 円未満	10,000 円	〃

サ　設計単価の決定は、「見積書による単価策定書」（様式３）に資料を添付し適切に保管すること。

⑥ 実勢価格確認資料がない場合の特例

実勢価格資料がなく、やむを得ず単価を策定する場合は、原価計算書付き見積書を聴

収し、原則として最低値を採用すること。

単価の策定にあたっては、原価計算の内容について十分検討の上、採用すること。

6　積算システムにおける個別登録単価の取扱い

道水産林務部策定単価に掲載のない刊行物単価、他部策定単価、北海道開発局単価を使用する場合は、積算システム（積算書作成ツール）の共通単価作成時に登録単価の名称の末尾欄に単価出典元を次のとおり記載することを基本とする。

（１）道水産林務部策定単価に掲載のない刊行物単価

① 建設物価、積算資料２誌平均単価の場合・・・・「２誌平均単価○○月号」※1
② 建設物価１誌単価の場合・・・・・・・・・・・・・「建設物価○○月号」※1
③ 積算資料１誌単価の場合・・・・・・・・・・・・・「積算資料○○月号」※1
④ 土木コスト情報、土木施工単価２誌平均単価の場合・「２誌平均単価○号」※2
⑤ 土木コスト情報１誌単価の場合・・・・・・・・・・「土木コスト情報○号」※2
⑥ 土木施工単価１誌単価の場合・・・・・・・・・・・「土木施工単価○号」※2

※1 必要に応じてページ数を記載

※2 ○は春夏秋冬、必要に応じてページ数を記載

（２）他部策定単価

① 建設部公表単価・・・・・・・・・・・・・・・・・「建設部単価○○月」
② 農政部公表単価・・・・・・・・・・・・・・・・・「農政部単価○○月」

（３）北海道開発局単価

①　北海道開発局公表単価・・・・・・・・・・・・・「局単価○○月」

7　単価策定書類等の管理

単価策定書類等は、設計単価の策定根拠として予定価格算出用設計書に添付して保管すること。

また、５（２）⑤ア、イ、カにより、見積書を排除した資料についても、見積書を徴収した実績として、「見積書による単価策定書」（様式３）に添付し保管すること。

（　様式１）

○○○第　　号
年　月　日

（見積依頼業者）　様

（総合）振興局産業振興部林務課長（森林室森林整備課長）

見積書の提出依頼について

このことについて、事業執行上の参考資料とするため、下記により当該資材についての見積価格（別紙様式２及びその他必要資料）を提出されますようお願いします。

記

品名（資材名）	様式－２記載のとおり
形状寸法・品質・規格	〃
見積条件	〃
見積有効期間	〃
支払条件	現　金
取引数量	

提出期限　　年　月　日

問合せ及び提出先（担当者名）
住所
電話
（担当者）

（様式２）

見　　積　　書

会　社　名
担当責任者名
Ｔｅｌ
ＦＡＸ

見積有効期限：　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日
支　払　条　件：現金の場合
見　積　条　件：現場着価・工場渡し（いずれかに○をしてください）
取　引　数　量：

資　　材　　名	
形状寸法・品質・規格	
製作会社(ﾒｰｶｰ名) 住所、電話番号	
見積条件による現場着価扱い範囲の詳細（いずれかに○をしてください）	１．（総合）振興局管内現場着価　２．対象現場着価　３．離島は含まない ４．離島を含む（ａ.海送費込みｂ.海送費別途） ※１に係る３、４の条件は必ずそれぞれに○をしてください。
見積資材の取扱状況（流通ルート）の確認 現場までの流通ルート（点線）を実線で結んでください	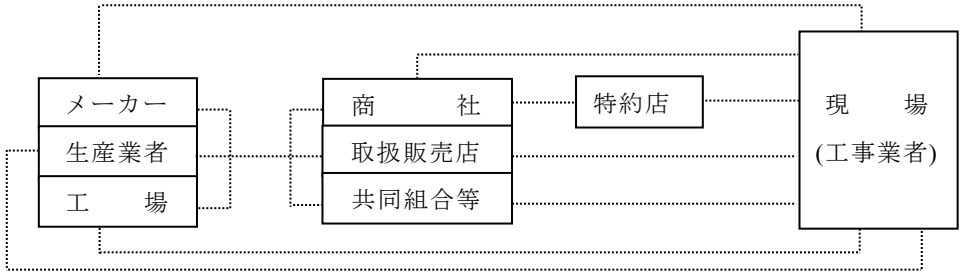

年度(Ａ) 見　積　価　格	年度（Ｂ） 実勢価格(取引価格)	年度(Ｃ) 見　積　価　格	単位	（Ｃ）／（Ａ）	価格変動の理由

※本紙記載にあたっての留意事項

１　本様式は、１見積資材（今回見積を必要とする１資材）１様式とする。

２　実勢価格（取引価格）を証明する資料（請求書、領収書、銀行振込書等の写し）を提出すること。

３　カタログ・見本・施工時写真・構造計算書・品質試験表等を添付すること。

４　（Ａ）、（Ｂ）は前年度（または、前々年度の価格）価格。（Ｃ）は当該年度。

５　見積条件（現場着価扱い扱い範囲の詳細）は、見積資材の取扱商圏等（流通ルート）の範囲を確認して記載すること。

６　価格はすべて消費税抜き単価とする。

（ 様式３ ）

見積書による単価策定書

（策定日　　年　　月　　日）

課長		係長	係	担当者

資 材 名（品名）	
形状寸法品質・規格	
工　　事　　名	
策 定 年 月 日	
単 価 有 効 期 限	
見　積　条　件	
最終策定決裁者 職 名 ・ 氏 名	
設　　計　　者 所属名・職名・氏名	

査　　定 整理番号	見 積 会 社 名	当 年 度 査 定 価 格 計 算 式	当年度査定価格 （有効数字上位３桁）
１			
２			
３			
４			
５			
６			
７			
８			
９			
１０			

当 年 度 査 定 価 格 の 平 均 値 算 出	
排除する査定整理番号 （ 排 除 す る 異 常 値 ）	
当 年 度 査 定 価 格 平 均 値 再 算 出	
設　　計　　単　　価 （有効数字上位３桁）	

注　意 事　項	

工事用資材の設計単価策定フロー図

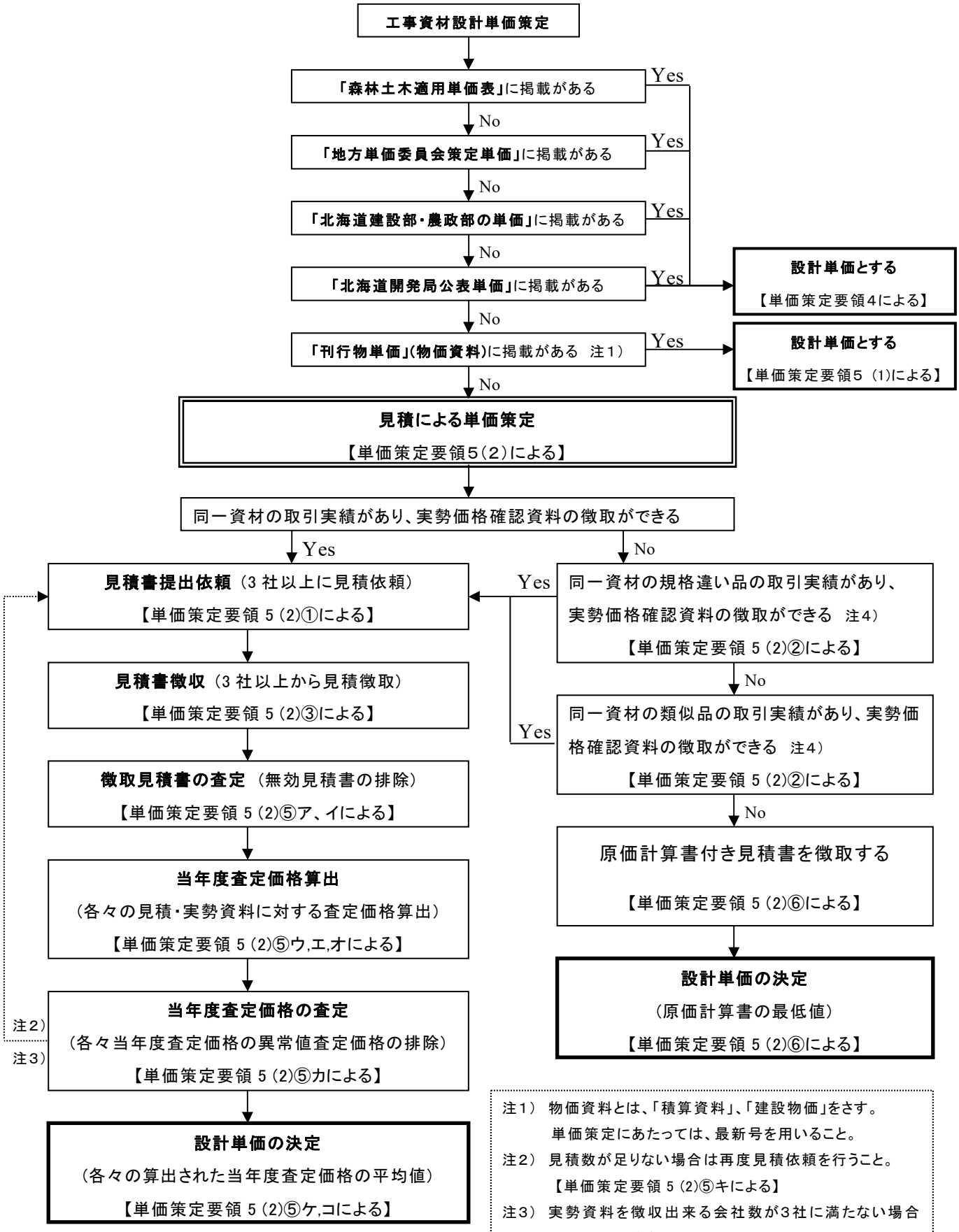

注1） 物価資料とは、「積算資料」、「建設物価」をさす。
単価策定にあたっては、最新号を用いること。

注2） 見積数が足りない場合は再度見積依頼を行うこと。
【単価策定要領 5 (2)⑤キによる】

注3） 実勢資料を徴収出来る会社数が3社に満たない場合は、1社から複数件を徴収すること。
【単価策定要領 5 (2)⑤クによる】

注4） 見積会社における取引状況を確認すること。

（見積書の徴収による単価の計算方法）

1　同一資材の実勢資料が3社の場合

算出された平均値に対し、20%以上の開差のある見積値を排除し、有効実勢資料が3社に満たない場合は、さらに他社の見積りを徴収し、有効見積りの平均値を設計単価とする。

【例】

① A社　B社　C社　→　見積単価

7,600　8,000　9,300　→　3社平均

（平均値 8,300）　→　7,600+8,000+9,300 / 3 ＝8,300

−8.4%　−3.6%　+12.0%

② A社　B社　C社

5,900　8,000　8,600

（平均値 7,500）　→　A社の価格が20%以内の範囲に入らないため排除

−21.3%　+6.6%　+14.6%

D社　B社　C社　→　見積単価

9,200　8,000　8,600　→　3社平均

（平均値 8,600）　→　9,200+8,000+8,600 / 3 ＝8,600

+6.9%　−6.9%　0%

2　同一資材の実勢資料が3社に満たない場合

③　同一資材の実勢資料を、1社当り複数件徴取する。

A社（実勢資料 1）　A社（実勢資料 2）　B社（実勢資料 1）　B社（実勢資料 2）　見積単価

7,600　7,800　8,200　8,400　4件平均

（平均値 8,000）　→　7,600+7,800+8,200+8,400 / 4 ＝8,000

−5.0%　−2.5%　+2.5%　+5.0%

④ 同一資材の規格違い品（類似品）の見積もりを徴収する。

A社（同一資材実勢）　B社（規格違い品）　C社（類似品）　見積単価

7,600　8,000　9,300　3社平均

（平均値 8,300）　→　7,600+8,000+9,300 / 3 ＝8,300

−8.4%　−3.6%　+12.0%